

社会福祉法人福平会役員、評議員、評議員選任・解任委員の報酬等支給規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人福平会（以下「法人」という。）役員、評議員、評議員選任・解任委員の報酬等支給規程（以下「規程」という。）は、法人の定款第8条及び第21条の定めに従い、法人の評議員、理事、監事、評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）に対する報酬等支給について必要な事項を定める。

（役員等の範囲）

第2条 報酬等の支給を行なう役員等は、次のとおりにする。

- (1) 評議員
- (2) 理事、ただし法人と雇用契約を結んでない者（以下「外部理事」という。）に限る。
- (3) 監事
- (4) 評議員選任・解任委員

2 理事で法人と雇用契約を結んでいる者（以下「内部理事」という。）は、法人の給与規程に従い職員としての報酬（給与）を支払うので、この規程の対象とはならない。

（報酬支給の範囲）

第3条 役員等が、次の会議に出席する場合に報酬を支給する。

- (1) 評議員については評議員会
- (2) 外部理事については理事会・評議員会
- (3) 監事については監事監査・理事会・指導監査・評議員会
- (4) 評議員選任・解任委員については評議員選任・解任委員会
- (5) 役員等が、その任を実行するに当って理事長が必要と判断した会議・研修会等

（報酬の額）

第4条 役員等の報酬は、別表1により支給する。

2 理事長は法令及び定款で定めるところにより、法人を代表しその業務を執行するため、別表2により月額報酬を支給する。

（報酬の支払方法）

第5条 報酬の支払方法は、その都度現金にて支払う。ただし、理事長の報酬の支払いは、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

（役員等の費用弁償）

第6条 役員等が、法人のため理事長の要請を受けて法人の圏域（谷山圏域・鹿児島市圏域）外への出張や研修会等に参加する場合には、第4条に定める報酬以外に、必要な経費の実費を弁償する。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の議決を経ておこなうものとする。

付 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

別表1 (日額)

区 分	内 容	報酬 (1日分)
評議員	評議員会の事業に出席	3,150 円
理事	理事会、評議員会の事業に出席	3,150 円
監事	監事監査、理事会、評議員会、指導監査の事業に出席	3,150 円
評議員選任・解任委員	評議員選任・解任委員会の事業に出席	3,150 円

別表2 (月額)

区 分	内 容	報酬 (月額)
理事長	法人を代表し、その業務を執行する	50,000 円